

## 令和6・7年度建設工事競争入札参加資格に係る「残留措置」について

令和6年2月7日  
高知県庁土木部土木政策課

令和6・7年度の建設工事競争入札参加資格では「土木一式工事」について、以下のとおり令和5年度の認定等級に留まる制度（以下「残留措置」という。）を導入します。

事業者におかれましては下記の事項を確認のうえ、残留措置の適用を申請するか、ご判断ください。

なお、今回の格付けは『令和5年度建設工事ランク基準表』に基づき行っています。

### 1.残留措置の適用を申請できる事業者

① 令和5年度に『高知県』の入札参加資格（土木一式工事）を有している県内建設事業者  
※1

② 令和6年2月上旬に高知県入札参加資格共同電子申請システムからダウンロードされた暫定版の資格決定通知に記載されている等級が、令和5年度の等級から上がった事業者

上記①、②の両方を満たす事業者が対象となります。

### 2.残留措置の適用を申請するにあたって

#### (1) 申請方法

高知県電子申請サービスに、必要事項を入力して申請

URL：[https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=9098](https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9098)

#### (2) 申請期限

令和6年2月19日（月） 17:15 ※2

※1 残留措置の適用を申請できるのは「土木一式」のみとなります。

※2 申請期限到来後は、格付けを確定させるため、期限到来後の申請・取下げは認めません。